

羽曳野市告示第 112 号

羽曳野市公金収納事務委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 2 項の規定により、羽曳野市市税及びそれに付帯する徴収金の収納事務を下記の指定公金事務取扱者に委託したので、同法第 243 条の 2 第 2 項及び地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 2 の 14 第 2 項の規定並びに羽曳野市財務規則（平成 5 年規則第 24 号）第 40 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

羽曳野市長 山入端 創



1. 指定公金事務取扱者の住所、名称
東京都江東区豊洲 3 丁目 3 番 3 号
株式会社 NTT データ
代表取締役社長 佐々木 裕
2. 指定公金事務取扱者の指定日
令和 6 年 6 月 11 日
3. 公金事務を委託した日
令和 7 年 4 月 1 日
4. 委託した公金事務の内容
羽曳野市税及びそれに付帯する徴収金の収納
5. 委託した期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
6. 収納の方法
羽曳野市が指定する方法